

長野原町こども館運営業務委託募集要項

令和5年11月
長野原町

目 次

1	趣旨・目的	1
2	募集と選考	1
3	委託業務概要	1
	（1） 委託場所	
	（2） 委託内容	
	（3） 委託料（上限額）	
4	委託業務提案の諸条件	1
	（1） 参加資格条件	
	（2） 提案者条件	
	（3） 地域要件	
5	現地見学	2
6	申請の手続き	2
	（1） 募集要項等の配付	
	（2） 質問書の受付	
	（3） 応募申込	
	（4） 辞退	
7	審査及び評価	3～4
	（1） 審査内容	
	（2） 選定結果	
	（3） 失格事項	
	（4） 審査基準・別表	

1 趣旨・目的

長野原町では、管内こども館の運営を行っておりますが、子育て支援充実に向け、柔軟なサービス提供及び効果的な管理運営を行う必要があると考えております。そこで、地域の振興と発展を前提とした事業を展開する企業又は団体等（以下「事業者」という。）に当該業務の運営を委託し、民間事業者等のノウハウと自由な発想の提案により、施設を有効に活用して地域の活性化を図ることを目的とした事業者を募集します。

2 募集と選考

本要項は、管理運営の業務委託を行う事業者を選定するために必要な要件を定めたものです。こども館施設の委託業務を希望される場合は、本要項の内容を踏まえて必要な手続き（書類の提出等）を行ってください。

事業者の選考は公募型プロポーザル方式とし、書類及び面接審査の結果、最も優れた提案者を選定します。

3 業務委託概要

- (1) 委託場所：長野原町中央こども館(住所 群馬県吾妻郡長野原町大字大津 4 番地)
(仮称) 長野原町浅間こども館 (住所 群馬県吾妻郡長野原町大字応 1543 番地の 310)
- (2) 委託内容：長野原町こども館運営業務委託仕様書、別紙「業務別仕様書」のとおりです。
- (3) 年間委託料（上限額）：16,500,000円（税込み）

4 業務委託提案の諸条件

本事業の提案・実施にあたっては、次に掲げる事項を遵守及び配慮してください。

- (1) 企画提案をすることができる者は、次の要件を満たす事業者で、単独の事業者又は複数の事業者によって構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）とします。
 - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない事業者であること。
 - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - ③長野原町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 15 号）第 2 条各号に基づく暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係でないこと。
 - ④公租公課を滞納していないこと。
 - ⑤公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
 - ⑥町内に本社の住所を有する事業者
- (2) 事業者は前項の①から⑥についてすべてを満たすものとし、企画提案等について責任を負うものとし、
- (3) 利用者や地域住民に対しては誠実に対応し、良好な関係を築くよう努めてください。

5 現地見学

事業者向けの現地見学を以下のとおり予定しています。

日時：令和5年11月20日（月） 中央こども館 10時～10時30分

（仮称）浅間こども館 11時～11時30分

希望される場合は、「現地見学参加申込書（様式3）」に必要事項を記入のうえ、11月17日（金）までに下記により提出してください。

提出先：長野原町教育委員会（学校教育係）

提出方法：電子メール（gakkou@town.naganohara.gunma.jp）又はFAX（0279-82-3115）

6 申請の手続き

（1）募集要項等の配布

期間：令和5年11月10日（金） から 令和5年11月24日（金）まで

長野原町のホームページからダウンロードしてください。

（<https://www.town.naganohara.gunma.jp>）

※長野原町役場内教育課でも配布しています。

（2）質問書について

募集要項等資料に関する質問がある場合は、「質問書（様式4）」に必要事項を記入のうえ、11月20日（月）までに下記の方法により提出してください。

提出先：長野原町教育委員会（学校教育係）

提出方法：電子メール（gakkou@town.naganohara.gunma.jp）又はFAX（0279-82-3115）

※評価基準又は審査の詳細に関する質問は受け付けません。

（3）応募申込（提出書類）

① 応募申込書（様式1）

② 企画提案書（様式2）

※企画提案の表紙（様式2）以外は任意様式とします。別表の審査及び評価項目を参考に作成をお願いします。

③ 収支計画書

初年度の収支計画及び事業の継続性等見通しについて記載。

④ 定款の写し

※その他、提出の指示がある場合は従うこと。

提出場所：〒377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340-1

長野原町教育委員会（教育課学校教育係）

提出期限：令和5年11月24日（金） 午後5時まで（必着）

提出方法：郵送または持参

（4）辞退

応募申込書の提出後に辞退する場合は辞退届（様式5）を提出してください。

7 審査及び評価

- (1) 審査は、選定委員会が書類及び面接審査を行います（面接審査は、1 団体 30 分以内とし、プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分を目安としてください）。

面接審査日：令和 5 年 11 月 30 日（木）午後を予定（時間は前日までにお伝えします）

※面接におけるプレゼンテーションは、企画提案書に沿った内容としてください。

プロジェクターやスクリーン、HDMI ケーブルはこちらで用意しますが、パソコン等必要な機器は事業者で準備してください。

- (2) 結果は参加事業者に対して通知文書を郵送するとともに町のホームページへ掲載します。

なお、結果に対する質問や異議申し立ては受け付けません。

- (3) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

①申請者の提出方法、提出期限等が守れなかったとき。

②記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。

③虚偽の内容が記載されているとき。

- (4) 審査については「的確性・積極性・独自性・安定性・継続性・安全性・協調性」の観点から、書類及び面接審査における企画提案の内容により総合的に判断します。

審査項目及び評価項目は別表のとおりとし、選定委員ごとに 50 点を満点として採点します。

全ての事業者の中から最高点を付けた選定委員の数により決定します。

なお該当する事業者が複数あった場合は、各選定委員の合計点の平均が最も高い者を選定します。各選定委員の合計点の平均が最も高い者が複数あった場合は、評価項目ごとの採点結果等により選定委員会で協議し、総合評価により選定します。

応募が 1 社の場合は、各選定委員の合計点の平均が 30 点以上であり、選定委員会での協議で総合的に評価の高い提案等を行ったと判断すれば、候補者として選定することができるものとします。

別表

区 分	配点	審査項目	評 価 項 目
事業者の能力	10	的確性 積極性	委託業務に対する考え方、参画意欲。
業務に関する提案内容	10	独自性 安定性 継続性	委託業務の事業概要（独自性）
			業務の安定性（財務の視点、法令適合性を含む）
			業務の継続性（財務の視点、法令適合性を含む）
業務の実施体制	10	的確性 積極性 安全性	事業主体における実施体制、協力事業者がいる場合の役割、責任分担など。
			業務進捗に係るリスクの想定、リスクの管理。
業務の工程	10	的確性 積極性	候補者選定後から委託業務期間終了までのスケジュール。
地域との連携と貢献	10	協調性 積極性	地域との連携、協調、町内事業者の活用、地域経済への波及効果。
合計	50		